

アルバイトに応募しただけなのに、 高額な契約をすることに ?

相談事例

求人サイトでデータ入力の仕事の募集を見つけ応募した。

面接会場で「ウェブ広告を作る仕事に興味はないか、データ入力のアルバイトよりもアフィリエイト(*)の方が稼げる」などと言われた。さらに話をするうちに、「50万円を超えるコンサルティング契約をすればもっと稼げる」と言われ契約をしてしまった。アルバイトの面談に行ったはずなのに高額な契約の勧誘を受けるのはおかしいと思い相談した。

*アフィリエイト・・・成果報酬型広告

第3者に商品の宣伝など販売の促進をしてもらい、その行為が実際に販売につながった場合に、報酬を支払う仕組みのこと。

アルバイト求人内容の事例 (2パターン)

その1

在宅ワークやデータ入力の仕事の求人

応募すると

アフィリエイト広告の仕事の説明をされ、儲けるために数十万円のコンサルティング契約を勧誘される

その2

エキストラや声優の仕事の求人

応募すると

合格を告げられるも、デビューのためにレッスンが必要として、数十万円の契約を勧誘される

どちらも、他の求人広告とは変わりのないため、

怪しいかどうか見極めるのは困難！！

次ページに続く



消費者センターからのアドバイス

- その場で判断しない。
一旦、冷静に検討するためその場を離れる。
- 「コンサルティングやレッスンを受けることで、稼げる」などと言われても契約をしない。その場できっぱり断る。
- 疑問が生じた時や事業者の対応に不審な点がある場合には、できるだけ早く消費者センターに相談する。

いよいよ

成年年齢が18歳に引き下げ(4月1日～)になると・・・

これまで20歳未満であれば、親(法定代理人)の同意なく取り交わした契約は、原則として年齢要件だけで取り消すことができましたが、4月1日以降成年になる18歳、19歳は取り消すことができなくなります。前ページの事例のような契約も年齢を理由に取り消すことができなくなりますので、さらに注意が必要です。

杉並区の消費者センターでは、相談者の年齢にかかわらず、また、本人だけでなくご家族など周りの方からも受け付けています。

架空請求や出会い系サイト、キャッチセールス、通信販売のトラブルなど、さまざまな相談に応じます。

まずは、お電話で相談ください。



《出典 東京都消費生活総合センター》

杉並区立 消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時(土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み)